



鳥取県公報

平成 26 年 12 月 2 日 (火)
号外第 1 1 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 衆議院小選挙区鳥取県第 1 区選挙長告示
衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第 1 区において候補者届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が 10 人を超えるとき等のくじを行う場所等 (1) 2
- ◇ 衆議院小選挙区鳥取県第 2 区選挙長告示
衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第 2 区において候補者届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が 10 人を超えるとき等のくじを行う場所等 (1) 2
- ◇ 衆議院比例代表鳥取県分会選挙分会長告示
衆議院比例代表選出議員選挙において名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が 10 人を超えるとき等のくじを行う場所等 (1) 2

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区選挙長告示第1号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区において候補者届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成26年12月2日

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区選挙長 英 義 人

- 1 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 2 日 時 平成26年12月11日 午後5時10分

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区選挙長告示第1号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区において候補者届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成26年12月2日

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区選挙長 相 見 慎

- 1 場 所 米子市柁町一丁目160 鳥取県西部総合事務所
- 2 日 時 平成26年12月11日 午後5時10分

衆議院比例代表選出議員選挙鳥取県分会選挙分会長告示

衆議院比例代表選出議員選挙鳥取県分会選挙分会長告示第1号

平成26年12月14日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるときにくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成26年12月2日

衆議院比例代表選出議員選挙鳥取県分会選挙分会長 英 義 人

- 1 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 2 日 時 平成26年12月11日 午後5時20分